

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第六十七条 大学院に入学することのできる者は、第五十二条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者としてすることができる。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第七十条 学校教育法第五十七条第二項又は第六十七条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第五号及び第六号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 一 学校教育法第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 外国において、学校教育における十六年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 六 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者として同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳（医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したもの

(学校教育法施行規則第七十条第一項第三号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるを認められる者)

○昭和二十八年文部省告示第五号

(学校教育法施行規則第七十条第一項第三号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるを認められる者)

一項第三号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるを認められる者)

(昭和二十八年二月七日) 文部省告示第五号

改正	昭和三十三年	三月二日	文部省告示第一六号	
	同	三六年二月	八日同	
	同	三八年	五月二八日同	
	同	同	三八年	五月二八日同
	同	四一年	二月二八日同	
	同	同	四一年	二月二八日同
	同	四六年	三月二四日同	
	同	同	四六年	三月二四日同
	同	四九年	三月二九日同	
	同	同	四九年	三月二九日同
	同	五三年一月	九日同	
	同	同	五三年一月	九日同
	同	五六年一〇月	三日同	
	同	同	五六年一〇月	三日同
	同	五七年	七月一四日同	
	同	同	五七年	七月一四日同
	同	五九年	六月三〇日同	
	同	同	五九年	六月三〇日同
	同	六一年	三月一九日同	
	同	同	六一年	三月一九日同
	平成	元年	七月三日同	
	同	同	元年	七月三日同
	同	元年一〇月	二六日同	
	同	同	元年一〇月	二六日同
	同	一年	八月三一日同	
	同	同	一年	八月三一日同
	同	二年	二月一日同	
	同	同	二年	二月一日同
	同	一三年	三月二九日	文部科学省告示第一四一号

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十条

第一項第二号の規定により、大学院及び大学の専攻科(医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程及び専攻科を除く。)の入学に關し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

- 一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者
- 二 旧高等師範学校規程(明治二十七年文部省令第十一号)による高等師範学校専攻科を卒業した者
- 三 旧師範教育令(昭和十八年勅令第九号)による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限一年以上の研究科を修了した者
- 四 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下「専門学校」という。)で修業年限(予科の修業年限を含む。以下同じ。)五年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限四年以上の専門学校を卒業し修業年限四年以上の専門学校に置かれる修業年限一年以上の研究科を修了した者
- 五 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大
- 六 独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第九十一号)に

よる水産大学校（旧農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）、旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校を含む。）を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）による水産講習所を卒業した者を含む。）

七 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海上保安大学校（国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）による改正前の海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び旧運輸省組織令（昭和五十九年政令第七十五号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者

八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正す

る法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）

九 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）及び旧運輸省組織令による気象大学校を含む。）の大学部を卒業した者

十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で二十二歳に達したもの

十一 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有するもの

十二 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び三年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

改正文（昭和五十九年六月三〇日文部省告示第九七号）抄

昭和五十九年七月一日から適用する。

改正文（平成元年一〇月二六日文部省告示第一六〇号）抄

平成二年四月一日から適用する。

改正文（平成二一年八月三一日文部省告示第一六〇号）抄

第二十六編 教育

（学校教育法施行規則第七十条第一項第三号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十六編 教育

(学校教育法施行規則第七十条第一項第三号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)

三六〇四

平成十一年八月三十一日から適用する。

附 則 (平成十二年二月一日文部省告示第一八二号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

改正文 (平成十三年三月二十九日文科省告示第四一号) 抄

平成十三年四月一日から施行する。